

地方税におけるQRコード規格に係る検討会 取りまとめ(案)

〔 令和3年6月18日
閣 議 決 定 〕

規制改革実施計画

Ⅱ 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

(5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

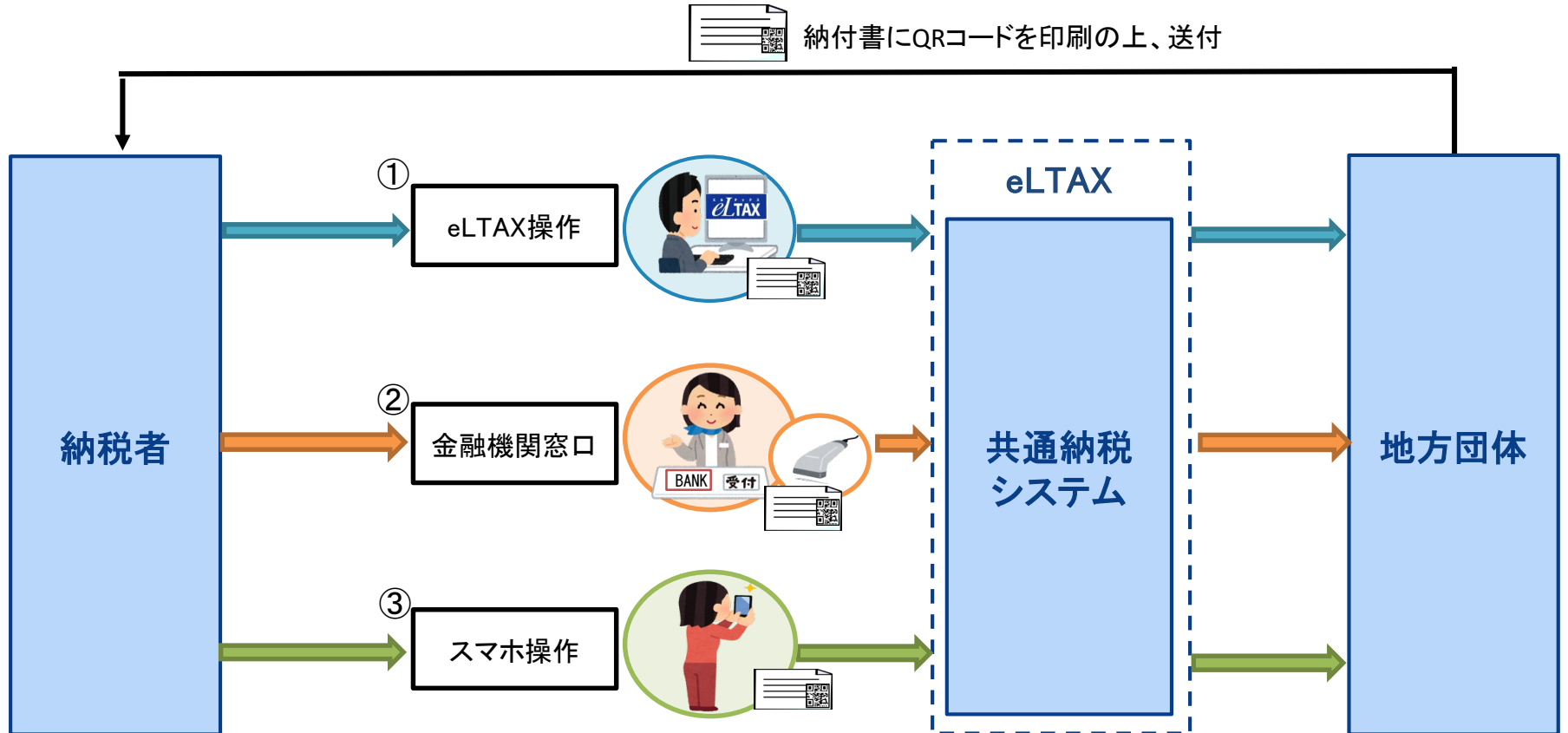
a 略

b 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。

c・d 略

地方税統一QRコードの活用について

- 地方団体は、関係機関における事務負担の軽減及び納税者の利便性向上のため、令和5年度から地方税の納付書に地方税統一QRコードを付す。
- 当該QRコードは、①eLTAX操作による納税、②金融機関窓口における納税、③スマホ操作による納税に活用する。



地方税統一QRコード格納項目

地方税統一QRコードには、納付時に活用するもの(納付画面における案件確認等)、納付情報をeLTAXを經由して地方団体に送付するために必要なもの、地方団体における消込みに必要なものを盛り込んだ上で、将来的な拡張性も考慮し、次の項目を格納する。

項番	項目	文字種	桁数	内容
01	仕様バージョン(JPQR関係)	半角数字	2	“01”を設定
02	静的・動的フラグ(JPQR関係)	半角数字	2	“12”(動的/請求書払い)を設定
03	宛先情報(JPQR関係)	半角数字	5	地方税共同機構識別符号“13800”
04-1	チェックディジット	半角数字	2	
04-2	地方税共同機構の口座番号	半角数字	11	便宜的にALL0を設定
04-3	払込金額	半角数字	11	今回納付額合計
04-4	払込手数料の加入者負担/払込者負担	半角数字	1	手数料の負担者を識別する項目。“2”(加入者負担)を設定
04-5	機関ID(収納機関番号)	半角数字	5	地方税共同機構をMPNの収納機関とする番号“13800”
04-6	印紙税の要否の別	半角数字	1	領収書への印紙の要否を識別する項目。“0”(不要)を設定
04-7	税目・料金(納付区分)	半角数字	3	税目を識別するための税目・料金番号
04-8	拡張領域	半角数字	5	便宜的にALL0を設定
04-9	チェックディジット	半角数字	2	
04-10	案件特定キー	半角数字	20	地方団体が付番する案件特定キー番号
04-11	確認番号	半角数字	6	地方団体が付番する確認番号
04-12	eLTAX利用領域	半角数字	1	“0”を設定
04-13	団体番号	半角数字	5	地方公共団体コード
04-14	税務事務所コード	半角数字	3	税務事務所コード
04-15	拡張領域	半角数字	7	便宜的にALL0を設定
05	課税年度	半角数字	4	当該納付案件の課税年度(西暦4桁)
06	対象年度	半角数字	4	当該納付案件の対象年度(西暦4桁)
07	期別	半角数字	2	01=1期、02=2期、…
08	納期限	半角数字	8	当該納付案件の納期限 YYYYMMDD
09	支払期限	半角数字	8	QRコードを活用した支払期限 YYYYMMDD
10	拡張領域	半角数字	85	便宜的にALL0を設定
11	チェックディジット(JPQR関係)	半角数字	5	

※ 04-1から04-15までは、MPN一括伝送方式で使用される83桁のルールに準拠している。

地方税統一QRコード格納項目

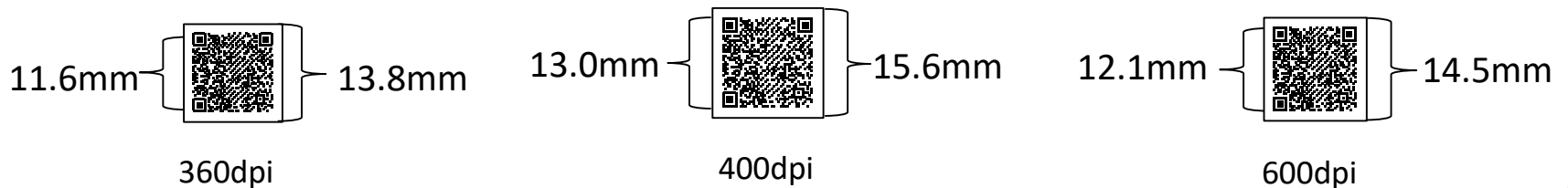
項番	項目	考え方等
01	仕様バージョン(JPQR関係)	JPQR必須。キャッシュレス決済事業者は、これらの情報をもとに、地方税共同機構(eLTAX)経由で地方団体に収納情報を送る案件であることを識別する。
02	静的・動的フラグ(JPQR関係)	
03	宛先情報(JPQR関係)	
04-1	チェックディジット	MPN必須
04-2	地方税共同機構の口座番号	MPN必須
04-3	払込金額	MPN必須。各収納受付機関は、当該金額を収納し地方税共同機構へ送金する。
04-4	払込手数料の加入者負担／払込者負担	MPN必須。地方税においては「加入者負担」。
04-5	機関ID(収納機関番号)	各収納受付機関は、当該情報に基づき、地方税共同機構(eLTAX)へ情報を伝送・送金する。
04-6	印紙税の要否の別	MPN必須。地方税においては印紙税「不要」。
04-7	税目・料金(納付区分)	納税者や収納受付機関は、当該情報により納付案件を確認することができる。
04-8	拡張領域	今後、必要が生じた場合に必要項目をセットする。MPN加入者使用桁に設定。
04-9	チェックディジット	MPN必須
04-10	案件特定キー	地方団体は、地方税共同機構(eLTAX)から収納情報を受け取った後、当該情報に基づき、消込処理を行う。MPN加入者使用桁に設定。
04-11	確認番号	
04-12	eLTAX利用領域	MPN加入者使用桁に設定
04-13	団体番号	地方税共同機構(eLTAX)は、当該番号・コードに基づき、各地方団体に収納情報を振り分ける。MPN加入者使用桁に設定。
04-14	税務事務所コード	
04-15	拡張領域	今後、必要が生じた場合に必要項目をセットする。MPN加入者使用桁に設定。
05	課税年度	納税者や収納受付機関は、当該情報により納付案件を確認することができる。
06	対象年度	
07	期別	
08	納期限	納税者や収納受付機関は、当該情報により納付案件を確認することができる。納期限超過後も、04-3「払込金額」を収納することを基本とする。
09	支払期限	支払期限超過後の納付は不可。
10	拡張領域	今後、必要が生じた場合に必要項目をセットする。eLTAXのURL格納を将来的に検討。
11	チェックディジット(JPQR関係)	JPQR必須

地方税統一QRコード生成条件

- 地方団体は、前頁の情報を格納したQRコード(モデル2)を次の条件に従い生成し、地方税の納付書表面に印刷する。

項目	数値	条件
バージョン	6	固定 ※生成ソフトの能力で、別バージョンとなることは許容
誤り訂正	M	固定
プリンタdpi	300dpi以上	各地方団体において設定
セルサイズ	0.28mm以上 (0.32mm以上推奨)	印刷スペースを踏まえ、 可能な限り大きく設定
1セル当たりドット数	4ドット以上	dpiに合わせて最適数を設定

※ 上記条件に従い生成されるQRコードの最小サイズは、印刷プリンタの解像度により、11.6mmから13.0mm(マージン込みで13.8mmから15.6mm)となる。地方団体においては、印字確認及び読取確認により、読取の安定性を事前検証する。



地方税統一QRコード対象税目

○ 地方団体は、固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割については、地方税共通納税システムの対象税目拡大と合わせ、令和5年度から納付書にQRコードを印刷する。

※ 当初課税分については、地方税共通納税システムの対象税目の拡大の一環として、全地方団体において対応。

※ 比較的件数の少ない随時課税分、督促分等の自庁印刷分については、システム改修規模等を踏まえ、各地方団体が令和5年度における対応の可否を判断。システム標準化も踏まえ、随時課税分等についても令和7年度中を目途に全地方団体で対応。

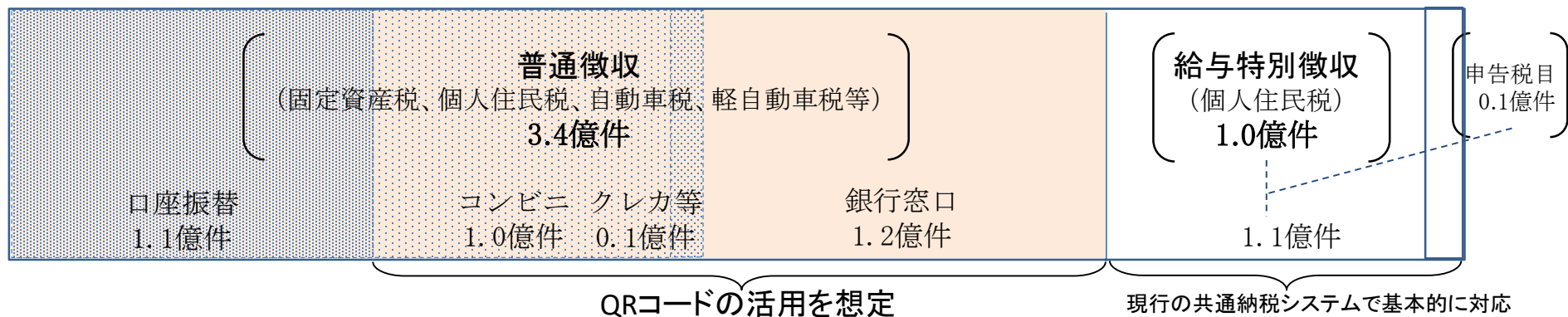
※ 上記4税目以外の税目（普通徴収）についても、希望団体がQRコードを活用することができるようeLTAXの改修を行う。

※ 総務省は、必要な制度改正及び財政措置を検討。

○ 個人住民税特徴分や申告税目については、確定税額の格納が困難なため、当面QRコードを活用しない。これらの税目については、関係機関が連携し、現行の地方税共通納税システムによる納税を推進。

※ ただし、督促分など税額が確定しているものについて、希望団体がQRコードを活用することができるようeLTAXの改修を行う。

＜地方税納付件数4.6億件の内訳(令和元年度推計)(※)＞




※ 納付件数は、総務省から地方団体への調査による。納付件数に地方消費税、国民健康保険税等は含まれていない。

※ 普通徴収3.4億件のうち2.8億件は固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の4税目。

地方税統一QRコードの印刷スペース

- ゆうちょ銀行の「カク公」帳票及びペイジー標準帳票については、斜線部(20mm×35mm)にQRコードを印刷。
- 地方団体は、上記以外の各地方団体が定める納付書を使用することも可能。その場合、地方団体は、関係機関と印刷位置も含めて調整を行う。
- 全国の地方団体が一斉にレイアウトを変更することから、関係機関においては、レイアウト審査・確認を短期間で行うことができるよう配慮を行う。
- コンビニ収納用バーコードとQRコードとの併存を禁止する流通システム開発センターのガイドラインについては、令和3年度中を目途に改訂される見込み。なお、本QRコードについては、コンビニにおいては活用不可である旨、納税者に対し丁寧な説明を行う。

22	東京MT	払込取扱票	公	通常払込料金 加入者負担	金額訂正	
口 庫 記 号 番 号		企 業 番 号	千 百 十 万 千 百 十 円	額		
加入者名	科 金		備 考			
32 1234567890AFHJKLPTVX-+*#1234567890AFHJK 1234567890AFHJKLPTVX-+*#1234567890AFHJKLPTVX						
ご依頼人住所氏名	郵便番号	日 附 印				
この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意 ください。また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)						
						

通常払込料金 加入者負担	振替払込請求書 兼受領証	公
額		
千 百 十 万 千 百 十 円		
X 切り取らないで提出してください。		
ご依頼人住所氏名	日 附 印	
科 金		備 考
この受領証は、大切に保管してください。		

※ ゆうちょ銀行の既存の通常払込み(OCR行読込又はイメージ処理)との併存も可能。なお、地方団体が通常払込みの取扱いを希望しない場合には、この払込取扱票は使用できない。

地方税統一QRコードの印刷スペース(MPN帳票)

77 四角県 払込取扱票		公 通常払込料金 加入者負担		pay-easy	
加入者名	〇〇県出納長	口座番号	01234-5-678901	合計金額	45000 円
収納機関番号	48000	納付番号	12345678901234567890	確認番号	654327
				納付区分	678
会計年度	令和3年度	納期限	令和3年5月31日	主管所名	四角県 自動車税事務所

34 3201234567890100000045000248000000000000
34000000001234567890076543270000000000000000

収納用 コンビニ	 (91)948000-0123456789012345678900 050531-0-045000-0 (ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。	
	住所氏名	まるち市〇〇〇-〇〇 ページー 太郎 様
税目	自動車税	収納代行会社 (株)〇×△◇

領収日付印

(日角紙/コンビニ本据控)



納付書 公 通常払込料金 加入者負担		pay-easy	
加入者名	四角県出納長		
口座番号	01234-5-678901		
納付番号	12345678901234567890		
確認番号	654327	納付区分	678
税額	45000 円		
延滞金	円		
合計金額	45000 円		
納期限	令和3年5月31日		
納税者氏名	ページー 太郎 様		
主管所名	領収日付印		
四角県 自動車税事務所	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> (金融機関/コンビニ本据控)		
電話 XX-XXXX-XXXX			

切り取らないで窓口にお出しください。ATMではお取扱いできません。

領収証書

納付者氏名 ページー 太郎 様
 12345678901234567890
 12345-67890-01
 登録番号 〇〇300あ0008
 登録年月日 令和3年4月1日
 納期限 令和3年5月31日
 合計金額 45000
 上記金額を領収しました。
 発行年月日 令和3年5月2日
 自動車税事務所長 

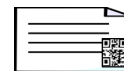
領収日付印

(納税者保留)

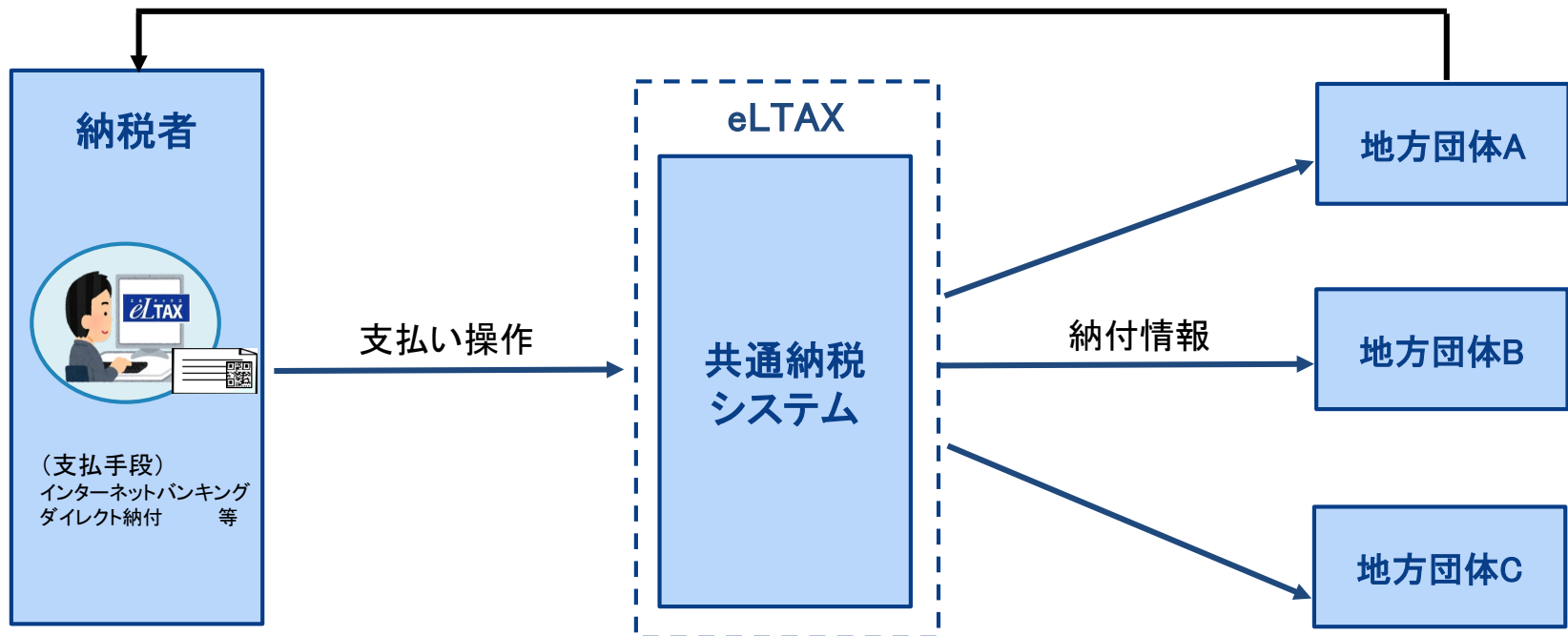
※ 既にMPNを導入している地方団体において、従来のページー(インターネットバンキング、ATM、OCR行読込による一括伝送方式、窓口オンラインによるオンライン方式等)の取扱いを妨げるものではない。

地方税統一QRコードの活用(eLTAX操作)

- 納税者は、eLTAXにおいて、案件特定キー等の入力によって納税を行うが、QRコードの読取により入力を簡素化。
- 地方税共同機構は、インターネットバンキングやダイレクト納付のほか、納税者の利便性向上のため、他の納付手段の導入について検討する。
- eLTAXから地方団体に対しては、地方税共通納税システムのフォーマット(納付情報管理ファイル及び納付情報ファイル)により納付情報を送信する。

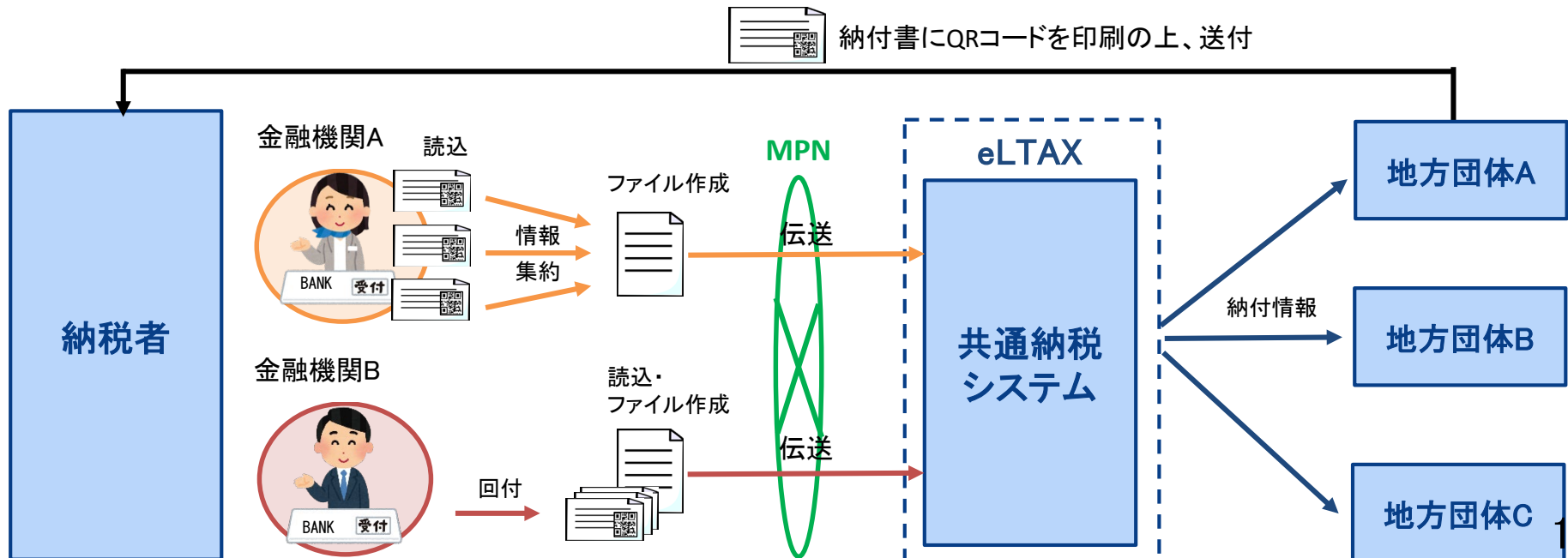


納付書にQRコードを印刷の上、送付



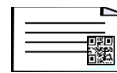
地方税統一QRコードの活用(金融機関窓口収納)

- 納税者は、地方税統一QRコードが印刷された納付書を金融機関窓口を持参し、納税を行う。
- 地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関においては、地方税統一QRコードから必要な情報(項番04-1から04-15の83桁)を読み取り、マルチペイメントネットワークを通じ、一括伝送方式のフォーマットを活用してeLTAXに送信する。eLTAXから地方団体に対しては、地方税共通納税システムのフォーマット(納付情報管理ファイル及び納付情報ファイル)により納付情報を送信する。
- 当該金融機関においては、指定金融機関先、収納代理金融機関先の地方団体の納付書のみならず、全地方団体に係る地方税統一QRコードが印刷された納付書を受け付ける。このため、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない。
- これまでの検討経緯を踏まえ、全金融機関における地方税統一QRコードへの対応をお願いしたい。
- マルチペイメントネットワーク運営機構は、一括伝送方式に新たに対応する金融機関に対し、導入手順の提示などの支援を行う。

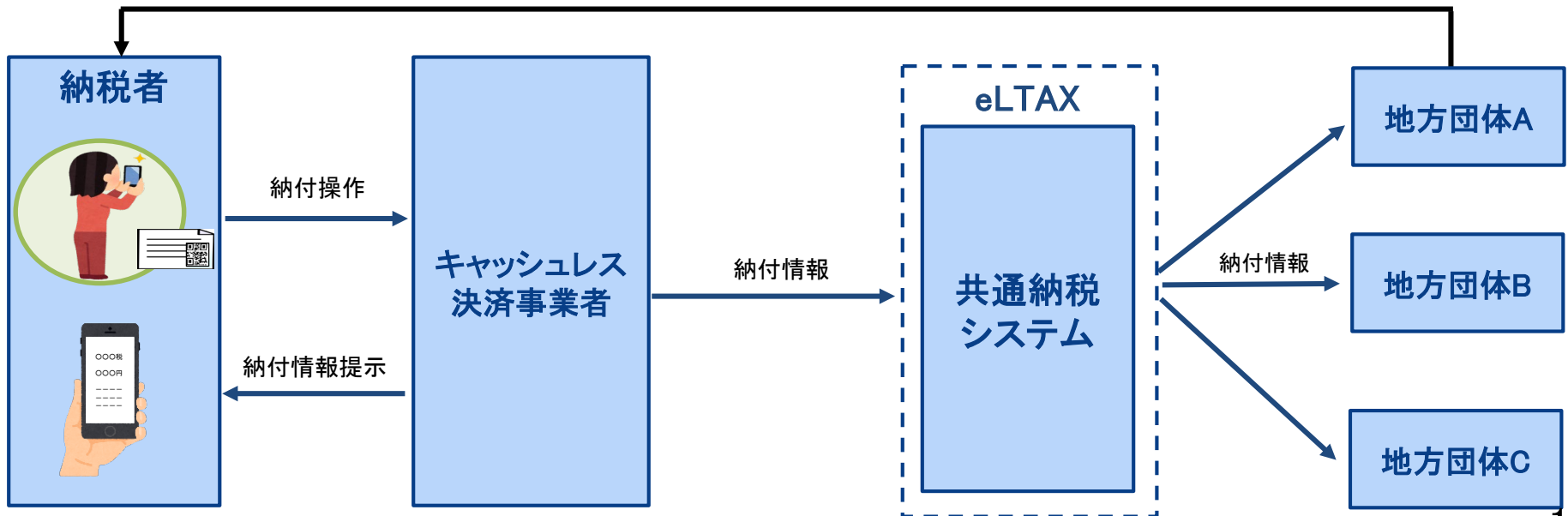


地方税統一QRコードの活用(スマホ操作)

- 納税者は、スマホ決済アプリにおいてQRコードを読み取り、QRコードに格納されている情報をもとに、納税を行う。
- スマホ決済アプリにおいては、QRコードから必要な情報を読み取り、納付情報をeLTAXに送信する。eLTAXから地方団体に対しては、地方税共通納税システムのフォーマット(納付情報管理ファイル及び納付情報ファイル)により納付情報を送信する。
- スマホ決済アプリとeLTAX間の連携方法等については、今後詳細の検討を行うが、令和5年度からのスマホ操作による納付を実現するため、地方税共同機構は令和4年度の早いタイミングでインターフェイス仕様を公表する。



納付書にQRコードを印刷の上、送付



今後のスケジュール(想定)

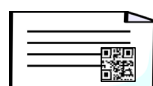
		3年度										4年度										5年度					
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
全体		★ QR統一規格取りまとめ・公表																				共通納税システム 対象税目拡大★					
地方団体		<ul style="list-style-type: none"> ・基幹税務システム仕様調整 ・令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供										基幹税務システム改修					eLTAX との 連動試験					運用準備			運用開始		
												帳票審査															
eLTAX	共通納税システム	システム仕様調整		システム開発										連動試験			運用準備			運用開始							
	スマホ操作納付対応	システム仕様調整										システム対応					連動試験			運用開始							
												インターフェイス仕様公開															
金融機関・MPN		<ul style="list-style-type: none"> ・システム検討 ・予算確保 ・システム開発 										eLTAX との 連動試験					運用準備			運用開始							

※その他必要に応じて関係機関による調整を行う。

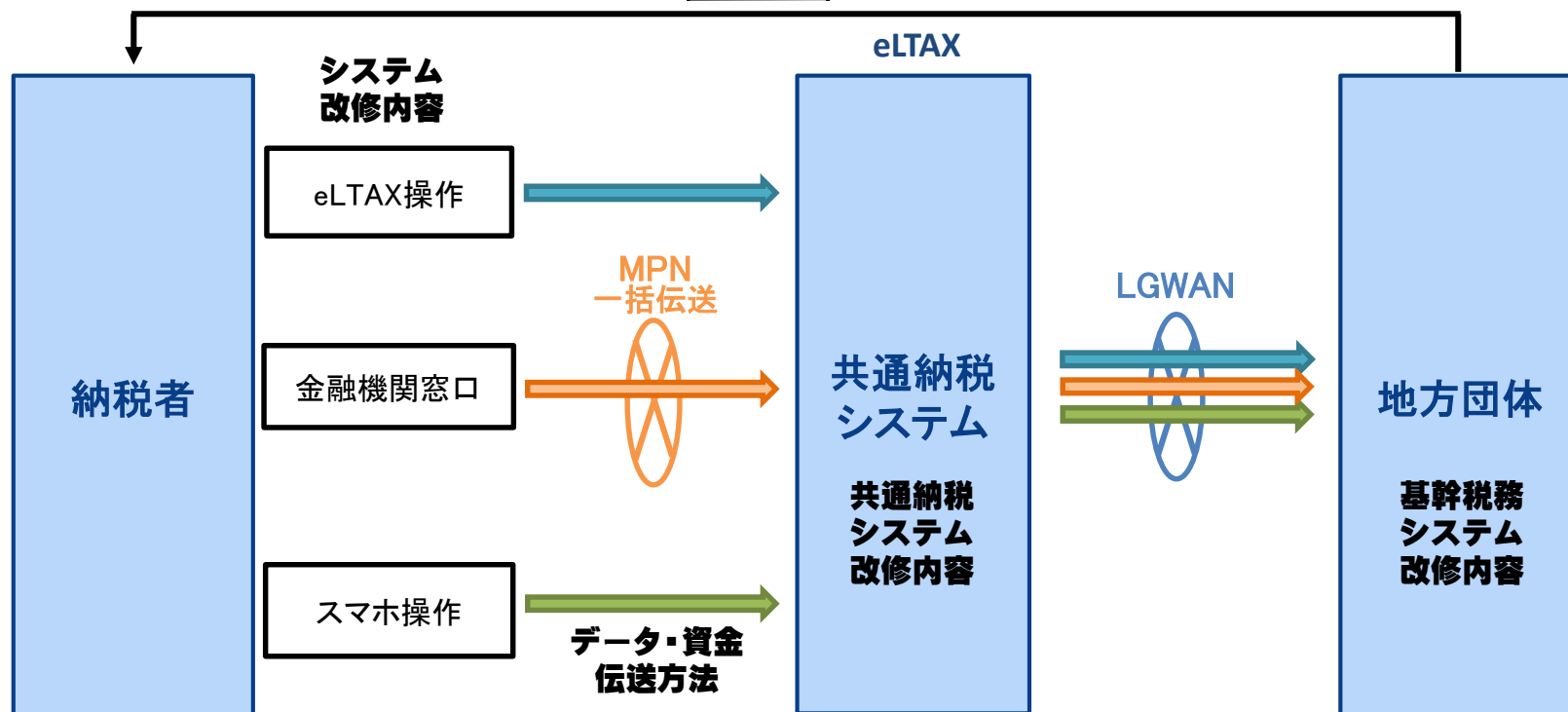
地方税統一QRコードの活用に係る検討会

- 令和5年度からの地方税統一QRコードの活用に向け、「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」を改組して「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」を設置。関係機関間で調整が必要な事項についての検討・情報共有を行うこととする。

＜今後の主な検討事項＞



- ・QRコード印刷位置の調整
- ・コンビニ用バーコードとの併存（周知等）



- ・各収納手段を地方税共通納税システムで利用する場合の制度的な整理
- ・関係者のオペレーションの簡素化、効率化

等